

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401000 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500024 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 27 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 30 年 1 月 25 日

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 30 年分賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から 600 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 1 月 29 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401001 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500025 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 1 月 25 日

A 社に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 30 年分賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から 200 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 1 月 29 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401332 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500027 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社（現在は、B 社）における請求期間①について、別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①の別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①の別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間①から⑧までについて、別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 23 年 12 月
③ 平成 24 年 7 月
④ 平成 24 年 12 月
⑤ 平成 25 年 7 月
⑥ 平成 25 年 12 月
⑦ 平成 26 年 7 月
⑧ 平成 26 年 12 月

A 社に勤務していた期間に係る請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がない。賞与明細

書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与支給明細書並びに元同僚及び元事業主の回答及び陳述により、請求者は、A社から、当該期間において、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①の標準賞与額については、賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、元同僚及び元事業主の回答及び陳述により、別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、賞与支給明細書により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に見合う標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑧までについて、請求者から提出された賞与明細書、事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び複数の元同僚の預金通帳等の出入金記録並びに元事業主の回答及び陳述により、請求者は、A社から、当該期間において、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが認められるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

したがって、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

また、請求期間②から⑧までの賞与支払年月日については、事業主から提出された賞与支給控除一覧表及び複数の元同僚の預金通帳等の出入金記録並びに元事業主の回答及び陳述により、別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、請求期間②から⑧までに係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求 期間	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条本文 訂正後の 標準賞与額
①	平成 17 年 12 月 9 日	66 万 3,000 円	64 万 7,000 円	64 万 7,000 円	66 万 3,000 円
②	平成 23 年 12 月 16 日	50 万円			50 万円
③	平成 24 年 7 月 13 日	50 万円			50 万円
④	平成 24 年 12 月 14 日	50 万円			50 万円
⑤	平成 25 年 7 月 12 日	50 万円			50 万円
⑥	平成 25 年 12 月 13 日	52 万円			52 万円
⑦	平成 26 年 7 月 11 日	55 万円			55 万円
⑧	平成 26 年 12 月 12 日	55 万円			55 万円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401454 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500026 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 1 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 1 月 25 日

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、年金記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 30 年分賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から 200 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 1 月 29 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。